

令和3年3月31日
岡事指第1826号

市内指定居宅介護支援事業者 各位

岡山市保健福祉局長

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅介護支援等の基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第81条の24第1項及び第2項の規定による「岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（以下「基準条例」という。）については岡山市条例第32号をもって、平成26年3月25日に公布され、平成26年4月1日から施行されています。条例の内容としては、従来、厚生労働省令で定めている基準を基本としていますが、本市が独自に定めた基準が含まれていますので、その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「基準条例」の運用に当たっては、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）の運用のために発出された「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日付け老企第22号。以下「基準省令解釈通知」という。）及びその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用するので、これらを踏まえて指定居宅介護支援事業者は、適正な事業運営をすること。

なお、基準省令解釈通知中「基準省令」は別表1により「基準条例」の条文に読み替えるものとする。

2 本市独自基準についての運用

「基準条例」において本市独自に規定した基準等については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅介護支援事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙 **令和3年4月1日一部改正**)

岡山市指定居宅介護支援等に係る独自基準等の運用について

第1 基準条例の性格及び総論

基準省令解釈通知中「第一 基準の性格」とあるのは「第1 基準条例の性格及び総論」と読み替え、第一の4の次に次の内容を加える。

5 一般原則

(1) 申請者の要件(第3条第1項)

指定居宅介護支援事業者の指定の申請者は法人でなければならない。

(2) 暴力団員の排除(第3条第2項)

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅介護支援事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者(以下「役員等」という。)は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書を提出しなければならないこととする。

(3) 地域包括支援センターとの連携(第3条第3項)

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅介護支援事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化することとしたものである。

指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

(4) 人権の擁護及び虐待の防止等(第4条第5項)

指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者(以下「虐待防止責任者」という。)を選任すること。ただし、当該指定居宅介護支援事業所の従業者の員数が1人の場合は、この限りでない。

指定居宅介護支援事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施すること。

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

1 基準省令解釈通知「3 運営に関する基準」中、各記録の保存期間に関する記載について、「2年間」とあるのは「その完結の日から5年間」と読み替える。

2 サービスの質の評価及び成年後見制度の活用支援（基準条例第15条）

基準省令解釈通知第二の3の(6)の次に次の内容を加え、(7)の表題中「基本取扱方針及び」を削る。

(6)-2 指定居宅介護支援の基本取扱方針

① サービスの質の評価（第2項）

提供された指定居宅介護支援については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

② 成年後見制度の活用支援（第3項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定居宅介護支援事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

3 運営規程の整備（基準条例第21条）

基準省令解釈通知第二の3の(11)本文は次のとおり読み替え、③の次に次の④の内容を加える。

(11) 運営規程

基準条例第21条は、指定居宅介護支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護支援事業所ごとに義務づけたものである。特に次の点に留意する必要がある。

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号）

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

4 勤務体制の確保等（基準条例第22条）

基準省令解釈通知第二の3の(12)の①（なお書きを除く。）は次のとおり読み替え、③の次に次の④の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にするとともに、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録するこ

と。

④ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第5項）

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の資質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

5 相談者のプライバシーを確保（基準条例第23条）

基準省令解釈通知第二の3の(13)の②は次のとおり読み替える。

② 規則第3条第1項の「利用者から相談を受け、サービス担当者会議を開催するため等に適切なスペース」については、業務に支障がない場合は、他の事業と共用であっても差し支えないこと。

規則第3条第3項の「他の事業所の専用スペース」とは、指定通所介護事業所における機能訓練室など、専ら他の事業所の利用者が使用するスペースをいう。

別表1

項目	指定基準		独自基準の概要
	省令	条例	
第1章 趣旨及び基本方針		第1章	
趣旨	第1条	第1条	
定義		第2条	
一般原則		第3条	暴力団員の排除 地域包括支援センターとの連携
		第2章	
基本方針	第1条の2	第4条	虐待防止責任者の設置
第2章 人員に関する基準		第3章	
従業者の員数	第2条	第5条	
管理者	第3条	第6条	
第3章 運営に関する基準		第4章	
内容及び手続きの説明及び同意	第4条	第7条	
提供拒否の禁止	第5条	第8条	
サービス提供困難時の対応	第6条	第9条	
受給資格等の確認	第7条	第10条	
要支援認定の申請に係る援助	第8条	第11条	
身分を証する書類の携行	第9条	第12条	
利用料等の受領	第10条	第13条	
保険給付の請求のための証明書の交付	第11条	第14条	
指定居宅介護支援の基本取扱方針	第12条	第15条	多様な手法を用いた評価 成年後見制度の活用支援
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	第13条	第16条	
法定代理受領サービスに係る報告	第14条	第17条	
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	第15条	第18条	
利用者に関する市町村への通知	第16条	第19条	
管理者の責務	第17条	第20条	
運営規程	第18条	第21条	運営規程の整備
勤務体制の確保	第19条	第22条	研修の機会確保
業務継続計画の策定等	第19条の2	第22条の2	
設備及び備品等	第20条	第23条	相談者のプライバシーを確保
従業者の健康管理	第21条	第24条	
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	第21条の2	第24条の2	
掲示	第22条	第25条	
秘密保持	第23条	第26条	
広告	第24条	第27条	
居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	第25条	第28条	
苦情処理	第26条	第29条	
事故発生時の対応	第27条	第30条	
虐待の防止	第27条の2	第30条の2	
会計の区分	第28条	第31条	
記録の整備	第29条	第32条	記録の保存期間を2年から 5年へ延長
第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準		第5章	
準用	第32条	第35条	
第5章 雑則		第6章	
電磁的記録等	第31条	第34条	

別表

項目	サービスの種類	居宅介護支援			
		指定基準		基準該当	
		基準省令	基準条例	基準省令	基準条例
第1章 趣旨及び基本方針					
趣旨		第1条	第1条		
定義			第2条		
一般原則			第3条		
基本方針		第1条の2	第4条	第1条の2準用 第4条準用	
第2章 人員に関する基準					
従業者の員数		第2条	第5条	第2条準用 第5条準用	
管理者		第3条	第6条	第3条準用 第6条準用	
第3章 運営に関する基準					
内容及び手続の説明及び同意		第4条	第7条	第4条準用 第7条準用	
提供拒否の禁止		第5条	第8条	第5条準用 第8条準用	
サービス提供困難時の対応		第6条	第9条	第6条準用 第9条準用	
受給資格等の確認		第7条	第10条	第7条準用 第10条準用	
要介護認定の申請に係る援助		第8条	第11条	第8条準用 第11条準用	
身分を証する書類の携行		第9条	第12条	第9条準用 第12条準用	
利用料等の受領		第10条	第13条	第10条準用 第13条準用	
保険給付の請求のための証明書の交付		第11条	第14条	第11条準用 第14条準用	
指定居宅介護支援の基本取扱方針		第12条	第15条	第12条準用 第15条準用	
指定居宅介護支援の具体的取扱方針		第13条	第16条	第13条準用 第16条準用	
法定代理受領サービスに係る報告		第14条	第17条	第14条準用 第17条準用	
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付		第15条	第18条	第15条準用 第18条準用	
利用者に関する市町村への通知		第16条	第19条	第16条準用 第19条準用	
管理者の責務		第17条	第20条	第17条準用 第20条準用	
運営規程		第18条	第21条	第18条準用 第21条準用	
勤務体制の確保		第19条	第22条	第19条準用 第22条準用	
業務継続計画の策定等		第19条の2	第22条の2	第19条の2準用 第22条の2準用	
設備及び備品等		第20条	第23条	第20条準用 第23条準用	
従業者の健康管理		第21条	第24条	第21条準用 第24条準用	
感染症の予防及びまん延の防止のための措置		第21条の2	第24条の2	第21条の2準用 第24条の2準用	
掲示		第22条	第25条	第22条準用 第25条準用	
秘密保持等		第23条	第26条	第23条準用 第26条準用	
広告		第24条	第27条	第24条準用 第27条準用	
居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等		第25条	第28条	第25条準用 第28条準用	
苦情処理		第26条	第29条	第26条準用(6項・7項を除く) 第29条準用(6項・7項を除く)	
事故発生時の対応		第27条	第30条	第27条準用 第30条準用	
虐待の防止		第27条の2	第30条の2	第27条の2準用 第30条の2準用	
会計の区分		第28条	第31条	第28条準用 第31条準用	
記録の整備		第29条	第32条	第29条準用 第32条準用	
第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準					
準用				第30条 第33条	
第5章 雑則					
電磁的記録等		第31条	第34条	第31条準用 第33条準用	

※条のみを記載しておりますが、項、号についても適宜読み替えてください。

※章の名称は基準省令のものです。